

No. 110 (2007/09)

目次

1. 判例評釈 - 「CADプログラムの無断改変事件」東京地裁判決	1
2. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内	8
(1) 海外の文献情報	8
(2) 日本の文献情報	13
(3) その他	16
3. ニュース	17
4. お知らせ	18
(1) 平成19年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 引き続き受講者募集中！	18
(2) 平成18年度調査研究報告書の頒布について	19

1. 判例評釈 - 「CADプログラムの無断改変事件」東京地裁判決

CADプログラムの無断改変事件
(東京地裁 平成 17 年 (ワ) 第 23419 号 損害賠償等請求事件)

筒井 邦恵 (株式会社日本総合研究所)

本件は、ソフトウェアメーカーである原告が、原告ソフトウェアのユーザである被告に対し、被告による原告ソフトウェアの改変行為が、原告ソフトウェアの翻案権侵害、複製権侵害又は権利管理情報の改変行為に当たると主張して、著作権法 112 条 1 項及び 2 項に基づく改変されたプログラム等の使用差止め及び廃棄、並びに不法行為(民法 715 条)による損害金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

1. 事件の概要

原告ダッソーシステムズは、自らが著作権を有する CAD ソフトウェア「CATIA」(以下「本件ソフトウェア」という。)について、日本アイ・ビー・エム(以下「IBM」という)を通じて日本国内におけるライセンス販売を行っている。被告株式会社アペックスは、平成 17 年 4 月までに、IBM との間で、本件ソフトウェアに関し、使用可能なモジュールを限定した上で、被告の「CAD センター」における、12 台のコンピュータで当該モジュールが同時に使用可能とするフローティング型の使用許諾契約を締結した(基本ライセンス料 ¥46,110,200-、年間ライセンス料 ¥6,470,830-)。その後、被告の従業員が、遅くとも平成 17 年 6 月 16 日に行われた証拠保全期日までに本件ソフトウェアに含まれる DII ファイルを改変したことにより、被告の保有する 11 台のコンピュータで、本件ソフトウェアのすべてのモジュールが同時に使用可能となった。

本判決においては、前提となる事実として、被告の従業員による DII ファイルの改変行為は、原告の著作権を侵害することとなることを知りながら行われたものであり、かつ、被告の事業の執行についてされたものであり、被告は、民法 715 条 1 項により、被告の従業員による当該改変行為により原告に生じた損害を賠償する義務があることが認められたうえで、本件ソフトウェアの翻案権侵害、複製権侵害の成否、損害額等についての判断が行われた。

2. 本件ソフトウェアの概要

本件ソフトウェアは、三次元の作図等に関する数多くのモジュールと、使用許諾されたモジュールを管理する DII ファイルとから成る。販売は、いくつかのモジュールをパッケージした標準構成パッケージ製品、又は個別に購入可能な各モジュールの形で行われ、すべてのモジュールが使用可能なパッケージ製品としては販売されていない。

本件ソフトウェアの使用には、ライセンスキーが必要であり、コンピュータにライセンスキーを入力することにより、使用許諾されたモジュール及び使用環境等が設定される。

本件ソフトウェアに含まれる Dll ファイルは、本件ソフトウェアが使用される前に、毎回、IBM より提供される License Use Management プログラム(以下「LUM プログラム」)で設定されている使用許諾に関する情報を確認し、それを基に、許諾された範囲内でモジュールを使用可能にし、使用環境を設定する機能を持つ。使用許諾されていないモジュールが一次記憶装置上に読み出され、使用可能となることはない。

3. 争点

3-1 翻案権侵害の有無

Dll ファイルが改変されたことにより、被告の 11 台のコンピュータにおいて、本件ソフトウェアのすべてのモジュールが使用可能となったことをもって、本件ソフトウェア全体の翻案権を侵害したといえるか。

3-2 複製権侵害の有無

Dll が改変されたことにより、本件ソフトウェアのすべてのモジュールが、自動的に読み出され、一時記憶装置に複製され使用できる状態に置かれることをもって複製権侵害といえるか。

3-3 権利管理情報の改変行為の有無

Dll ファイルの改変行為は、権利管理情報を改変するものといえるか。

3-4 過失相殺類似の抗弁の成否

改変行為が容易であるという事実から、原告がこれの防止策をとらなかったことをもって、民法 722 条 2 項の過失相殺を類推適用することが妥当か。

3-5 損害額

損害額は、原告が IBM から受けるべき金額(卸売価格)で算定すべきか、被告がエンドユーザとして支払うべき金額(小売価格)で算定すべきか。

4. 判旨

判決は、以下のとおり本件ソフトウェア全体について、被告による翻案権侵害があったと判示し、原告の差止請求、廃棄請求をいずれも認め、損害賠償請求についても、ほぼ請求どおりの金額(原告の請求¥1,698,000,000-及び利息に対し、¥1,589,112,875-及び利息)を認めた。

4-1 翻案権侵害該当性について

判決は、被告による Dll の改変行為により、改変行為が行われた 11 台の各コンピュータで、すべてのモジュールを同時に使用できるようになったものであり、当該改変行為は、本件ソフトウェア全体に対する翻案権侵害に当たると認めた。

本判決では、最高裁判決(平成 13 年 6 月 28 日第一小法廷判決・民集 55 卷 4 号 837 頁)の翻案の定義を踏まえて、Dll ファイルの改変行為が本件ソフトウェアの翻案権侵害に該当するか検討している。当該最高裁判決によれば、翻案とは、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等

を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」とされている。

被告によるこの定義を踏まえた、本件改変行為の結果、改変後の本件ソフトウェアは本質的な特徴の同一性を維持していない、本件改変行為には創作性が認められない、といった主張に対しては、以下のような理由でいずれも退けている。

ア 被告は、モジュールの管理・制限態様を変更する本件改変行為は、本件ソフトウェアの本質的な特徴を根幹から変更するもので、原著作物との同一性維持を要件とする翻案権の保護は及ばない旨主張するが、本件ソフトウェアは、本件改変行為の前後で、本件 DII ファイルを除く数多くのモジュールの部分で共通であり、表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が表現上の本質的な特徴を直接感得できると認められる。

イ 被告は、本件改変行為は無個性な行為であり、作成者の何らの個性も発揮されていない事実を作出するにすぎない行為である旨主張するが、モジュールの管理・制限態様は、管理・制限を行うか否かの選択だけではなく、どのような程度、方法による管理・制限を行うかという選択の余地があり、被告従業員は、本件クラックソフトにより本件 DII ファイルを改変するという選択を行ったものであり、何らかの個性が発揮されたものというべきである。

ウ 被告は、本件改変行為は、単に新たな部分を追加しただけのものであるから、翻案には当たらない旨主張する。しかしながら、著作物の一部に変更を加えることによって、当該変更部分だけの複製権侵害となるだけでなく、著作物全体の翻案権侵害となることがある。しかも、本件ソフトウェアは、使用が制限された状態から使用が制限されない状態になったもので、実質的に見れば、その創作性に変更がないものとはいえない。したがって、本件改変行為は翻案権侵害に当たるものといわざるを得ない。

エ 被告は、全体的なソフトウェアの構造や、販売手法は、表現や創作性があるとはいえないとか、原告の意図に従って制限的にモジュールを利用可能な環境についても、事実ないしアイデアにすぎない旨主張する。原告は、アイデアを具体化し、本件ソフトウェアを構成したものでありこれを保護しても、著作権法では保護されないアイデア等を保護することにはならないから、被告の上記主張も、採用することができない。

4-2 複製について

判決は、翻案権侵害を認めたため、複製権侵害の有無については、翻案権以外の法律構成の可能性について、として、各モジュールを基準に考えれば、以下のとおり複製行為があったと考えられると述べている。なお、その他の争点であった、権利管理情報の改変の有無についての判断は行われていない。

本件ソフトウェアは、LUM プログラムにより使用が制限された状態でインストールされていたにすぎなかったところ、本件改変行為により、使用許諾されていないモジュールは、使用が制限されない状態で各コンピュータのハードディスク内に存在することになったものであり、これは、使用が制限された状態でインストールされていたモジュールをアンインストールし、使用が制限されない状態のモジュールを新たにコンピュータのハードディスクにインストールしたことと同視できるから、改変行為により、本件ソフトウェア中の

使用許諾を受けていないモジュールについて、ハードディスクへの複製行為があったと考えることができる。

4-3 過失相殺類似の抗弁について

被告の、本件ソフトウェアは極めて高額なソフトウェアであり、インターネット上で容易に入手可能なクラックソフトを用いて、極めて簡単な操作で一瞬にして改変行為が行われたことにより、被告が巨額な賠償責任を負うとするのは酷に過ぎる、損害の公平な分担の観点から民法 722 条 2 項の過失相殺を類推し、算出された損害額のうちの 3 割を被告の負担する損害額とすべきとの主張に対しては、被告従業員による本件改変行為は故意によるものであり、被告が主張する、原告が容易に改変できないシステムにしなかったこと等の事情をもって、犯罪の挑発行為と同視することはできないから、被告の主張する過失相殺類似の抗弁は理由がないとして退けている。

4-4 損害額の算定について

判決は、基本的な考え方として、損害額は、11 台につき使用可能となった本件ソフトウェア全体の使用許諾料相当額を算定し、それから使用許諾契約に基づく支払額を控除して算定すべきであるとしている。本件ソフトウェアについて、すべてのモジュールが使用可能なライセンスは行われていないため、「IBM 価格表」の標準構成パッケージ製品と個別に購入可能な各モジュールの価格を組み合わせ、使用許諾料相当額を算出することとするとして、小売価格を基準に損害額の算定を行った。

損害額算定に関する原告及び被告の主張に対しては、以下のように判断を行っている。

著作権法は、その後の使用の有無を問わず複製権侵害行為や翻案権侵害が行われた時点で著作権侵害行為が成立するとの立場であり、実際のソフトウェアのライセンス契約も、ソフトウェアの入った媒体の売買契約やオンラインでのダウンロードの行われた時点で代金額が確定するものであり、使用の都度課金するという考え方はとらない。被告が主張するように、改変行為によって使用可能となり、かつ、現実に使用したモジュールのみについて算定するという主張は採用しない。

損害額の算定は、被告がエンドユーザとして支払うべき金額(小売価格)ではなく、原告が受けるべき金額(卸売価格)で行われるべきである旨の被告の主張は、採用することができない。

本件ソフトウェアは、一部のモジュールの使用が可能であり、現実にも一部のモジュールごとの使用許諾がされているから、全体につき翻案権侵害が成立する場合であっても、原告が受けた被害の実質は、許諾を受けた範囲を超えてすべてのモジュールを使用可能にされたことにある。原告の、改変行為後の本件ソフトウェアは、改変行為前とは別個のソフトウェアであり、被告が本件改変行為後の本件ソフトウェアを使用した行為は、正規のライセンスに基づく当該モジュールの使用とは解されないから、本件改変行為によって使用可能となったモジュールすべての合計金額をもって損害額とすべきである旨の主張は、採用することができない。

5. コメント

本件は、判決の「前提となる事実」に述べられているとおり、被告従業員が DLL ファイ

ルを故意に改変したこと、当該従業員の改変行為については、被告に使用者責任があり、原告に生じた損害を賠償すべき義務があることが認められており、初めに結論ありきという状況であったことがうかがえる。被告が本件ソフトウェアの使用許諾契約に違反していることは明らかであり、原告が直接被告に対し使用権を許諾していれば、契約違反として債務不履行責任を問えたところ、原告は直接の契約当事者ではないため、著作権者としての著作権侵害のみの主張となった。

原告の差止、廃棄、損害賠償請求が認められたという結論自体の妥当性はともかく、争点となった翻案権侵害や複製権侵害の有無に関する解釈において、不明確な点が見られる判決となっている。

なお、判決後に被告が日本経済新聞及び自社ホームページに掲載した謝罪広告によれば、本件は、判決で認定された損害額を下回る賠償額を被告が原告に支払い、本件ソフトウェアの使用を継続することで和解が成立している。

5-1 翻案権侵害について

判決では、改変前と改変後の本件ソフトウェアは、同一性が維持され、改変行為には被告従業員の何らかの個性が発揮されており、「著作物の一部に変更を加えることによって、当該変更部分だけの複製権侵害となるだけでなく、著作物全体の翻案権侵害となることがある」ため、改変行為は本件ソフトウェア全体に対する翻案権侵害に該当するとし、原告による差止請求、廃棄請求を認め、被告には損害賠償義務があると結論付けている。

しかし、著作物の一部に変更を加えることによって、著作物全体の翻案権侵害となるのはどういった場合であるのかについての解釈は行われていない。また、本件では、改変行為が行われたのは、DII ファイルのみであり、各モジュール自体に対する改変は行われていないが、著作権はモジュール単位でも成立するものである。特に本件ソフトウェアは、個別のモジュール単位の販売も行われており、個別の著作物の集合体としてみることもできるのではないと思われるが、判決では、この点については特に考察をすることなく、全体でひとつの著作物として捉えて、本件ソフトウェア全体が翻案されたとしている。DII ファイルの改変によりすべてのモジュールが利用可能となったことをもって、本件ソフトウェア全体の翻案とする理由が明確にされないままとなっている。ただ、判決の別紙として添付されているはずの DII ファイルの改変方法が略され公開されておらず、どのような改変が DII ファイルに行われたのかがあきらかではない。本件においてこの改変行為の態様は重要なものであり、改変方法を見れば本件ソフトウェア全体の翻案との判断も理解しやすいものであるかもしれない。

5-2 複製について

判決では、本件ソフトウェアを構成する各モジュールを基準に考えれば、使用許諾を受けていないモジュールにつき、ハードディスクへの複製行為があったと考えることができる、として、この場合には各モジュール単位でみて、複製行為を肯定している。

本件では、使用許諾を受けた最初のハードディスクへのインストールの段階で、すべてのモジュールはコンピュータ上にインストールされており、実際に一旦本ソフトウェアがアンインストールされ、再度インストール行為が行われたものではない。判決の述べるように、改変行為によってすべてのモジュールが使用可能となった時点で、使用許諾されて

いなかった各モジュールについて、新たな複製が行われたと擬制すると、たとえば、本件ソフトウェアのように最初に使用制限がなされた状態でインストールされ、ライセンスキーの入力により使用制限が解除される仕組みがとられている場合には、ライセンスキーの入力により複製が行われるという解釈になる。このような場合、ライセンスキーの入力が、複製行為ということになるのであろうか。

なお、原告被告間で複製が行われたか否かについて争点となったのは、改変行為により、使用許諾されていないモジュールが、RAM などの一時的記憶装置に読み出され、使用可能な状態となったことについて、この一時的記憶装置への一時的蓄積が複製に該当するか、という点であるが、判決は、上記のとおり、独自にそれ以前のハードディスク上での使用制限解除を複製行為と解釈し、この点についての判断を示していない。

5-3 損害額の算定について

損害額は、改変行為により使用可能となった本件ソフトウェアのすべてのモジュールの使用許諾料相当額から、支払い済みのモジュールの使用許諾料を差し引いた額とされたが、本件ソフトウェア全体が翻案されたことに対する損害額であれば、本件ソフトウェア全体の使用料相当額となるのではないか。判決による算定額は、正規に本件ソフトウェアすべてを購入する場合とかわらないこととなる。本件ソフトウェアが実際にはモジュール単位で販売されていることからこのような判断になったことが判決にも書かれているが、翻案権侵害の判断においては、全体として1つのソフトウェアとして判断し、各モジュールの改変が行われていないことは考慮されていない点とは一貫していない。

5-4 まとめ

ソフトウェアの使用者が使用許諾条件に違反した使用をしている場合において、代理店を通じてソフトウェアを提供し、かつ使用許諾も代理店を通じて行っている著作権者は、その使用許諾条件違反の使用者の行為態様が、著作権侵害には該当しない場合、当該使用者に対し、直接何らかの要求を行うことは難しい。

本判決において、もしも、DII ファイルのみの翻案権侵害と判断した場合、被告に直接使用許諾を行っていない原告は、DII ファイルの侵害に対する損害賠償のみが認められ、使用許諾条件に反しすべてのモジュールを使用可能とし、実際に使用許諾を受けていないモジュールを対価を支払うことなく使用しているという行為について、著作権侵害を理由とした損害賠償その他の請求が認められないことになってしまうと、それは不合理であろう。しかし、個別に取引対象ともなっている各モジュールの改変が行われていないという事実を考えると、一部の改変行為により直ちにソフトウェア全体の翻案が行われたと解するのは難しいのではないか。独立した著作物の集合体とも考えられる本件ソフトウェアのような著作物について、一部を改変した場合において、どのような場合に全体の翻案と認められるべきであるのか考察が必要であると思われる。

複製権侵害について、原告が主張していたように、許諾されていないモジュールについて一時的記憶装置への読み出しが行われた時点で、複製権侵害と判断することは、一般にRAM などの一時的記憶装置への一時的（過渡的）複製は、著作権法上の複製には該当しないとされていることから、本件でも難しかったのではないかと思われるが、判決が述べているように、使用許諾されていないモジュールが使用可能となったことをもって、当該使

用可能となったモジュールについてハードウェア上に新たな複製行為がなされたと擬制するという解釈も、複製の概念からは疑問が残る。

前提として認定されたとおり、被告が正当に本件ソフトウェアを使用していないことは明らかな事案であり、当該行為を是正し、原告を救済するという結論においては妥当と思われるが、ここで行われた解釈については、他の事案でもそのまま適用できるものではないであろう。

2. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内

収集期間：2007年8月1日～8月31日

※ 掲載した資料は当財団閲覧室で自由にご覧いただけます。 [月～金 10:00～16:00]

(閲覧室が使用できない場合もございます。事前にご連絡ください。)

(1) 海外の文献情報

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
<p><i>Legislation/Patents</i> Senate Judiciary Accepts Amendments To Patent Reform Bill, More Markup Expected 法案：http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.1145</p>	<p>July 13, 2007 P. 291</p>
<p><i>Patents/Doctrine of Equivalents</i> Festo's Patent Was Not Infringed Because Accused Device Was Foreseeable <i>Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co. a/k/a SMC Corp.</i>, Fed. Cir., No. 05-1492, 7/5/07 判決文：http://www.fedcir.gov/opinions/05-1492.pdf</p>	<p>July 13, 2007 P. 293</p>
<p><i>Copyrights/Secondary Liability</i> Credit Card Companies Not Liable When Web Users Buy Access to Infringing Pics <i>Perfect 10 Inc. v. Visa International Service Association</i>, 9th Cir., No. 05-15170, 7/3/07 判決文： http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/7EF5B069AA425BC38825730D00579E8C/\$file/0515170.pdf?openelement</p>	<p>July 13, 2007 P. 296</p>
<p><i>Legislation/Patents</i> DOJ Weighs in With Objections To Pending Patent Reform Legislation</p>	<p>July 13, 2007 P. 301</p>
<p><i>Copyrights/Enforcement</i> Watchdog Criticizes Software Group's Hike in Rewards for Identifying Pirates 参考： http://www.bsa.or.jp/press/release/2007/0702_02.html http://www.scottandscottllp.com/resources/article_tech_news_world.asp</p>	<p>July 13, 2007 P. 308</p>
<p><i>Copyrights/Fair Use</i> Affiliates' Broadcast of Freelancer's Photo, While for News Reporting, Was Not Fair Use <i>Fitzgerald v. CBS Broadcasting Inc.</i>, D. Mass., Nos. 04cv12138-NG and 06cv11302-NG, 6/22/07 判決文：http://pub.bna.com/ptcj/0412138June22.pdf</p>	<p>July 13, 2007 P. 291</p>
<p><i>Patents/Infringement</i> Broadcom: Bush Veto of ITC Ruling Would Fuel Qualcomm Monopoly</p>	<p>July 13, 2007 P. 313</p>
<p><i>Legislation/Patents</i> Senate Judiciary Accepts To Patent Reform Bill, More Markup Expected 法案：http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.1145</p>	<p>July 20, 2007 P. 341</p>

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
<i>Legislation/Patents</i> House Judiciary Committee Clears Patent Bill, After Making Numerous Amendments 法案 : http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.1908 :	July 20, 2007 P. 342
<i>Legislation/Patents</i> Advocacy Group Applauds Committee Amendments to House Patent Reform Bill 参考 (The Coalition for Patent Reform のウェブサイト) : http://www.patentsmatter.com/	July 20, 2007 P. 344
<i>Supreme Court/Petitions and Orders</i> Post-KSR Patent Obviousness Rulings Challenged, Other Cases Filed at Term's End	July 20, 2007 P. 354
<i>Legislation/Patents</i> Senate Judiciary Committee Approves Patent Reform Bill in Evening Session 法案 : http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.1145 :	July 27, 2007 P. 370
<i>Patents/Obviousness</i> Use of Fingerprint Sensor on Consumer Device Is Obvious Under KSR, Board Says <i>Ex parte Catan</i> , B.P.A.I., No. 2007-0820, 7/3/07 Board of Patent Appeals の決定 : http://pub.bna.com/ptcj/070820June3.pdf	July 27, 2007 P. 372
<i>Copyrights/Anticircumvention</i> Access to Archived Web Pages Not DMCA Violation Absent Affirmative Act of Bypassing <i>Healthcare Advocates Inc. v. Harding, Early, Follmer & Frailey</i> , E.D. Pa., No. 05-3524, 7/20/07 判決文 : http://pub.bna.com/ptcj/053524Jul20.pdf	July 27, 2007 P. 376
<i>Patent and Trademark Office/Rules</i> Continuation, Claim Rule Changes Due Soon, KSR Guidelines Under Review	July 27, 2007 P. 380
<i>Conferences/Open Source</i> Scrutiny of Implications of GNUv3 Needed Before Adoption of New Public License	July 27, 2007 P. 382
<i>Patents/Injunctive Relief</i> On Remand From Supreme Court, Trial Court Again Rejects Injunction Motion Against eBay <i>MercExchange LLC v. eBay Inc.</i> , E.D. Va., No. 2:01cv736, 7/27/07	Aug. 3, 2007 P. 401
<i>Legislation/Copyrights</i> Bill Is Revived Criminalizing Attempted Copyright Infringement, Conspiracy 法案 : http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.3155 :	Aug. 3, 2007 P. 404
<i>Patent and Trademark Office/Appeals</i> PTO Issues Proposed Rules For BPAI Ex Parte Appeals 規則案 : http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/72fr41472.pdf	Aug. 3, 2007 P. 405
<i>Patents/Legislation</i> Labor, Auto Safety Groups Oppose Provisions in Patent Reform Measure	Aug. 3, 2007 P. 405

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
<p><i>Copyrights/Infringement</i></p> <p>Similarities in Architectural Drawings Fail to Meet Test for Substantial Similarity</p> <p><i>Tiseo Architects Inc. v. B&B Pools Service and Supply Co.</i>, 6th Cir., No. 06-1819, 7/27/07</p> <p>判決文 : http://www.ca6.uscourts.gov/opinions.pdf/07a0285p-06.pdf</p>	<p>Aug. 3, 2007 P. 406</p>
<p><i>Treaties/Patents</i></p> <p>Unresolved Issues Stall Developed Country Talks on Global Patent Treaty</p>	<p>Aug. 3, 2007 P. 410</p>
<p><i>Legislation/Copyrights</i></p> <p>Senate Passes Higher Education Act 95-0, Without Controversial Anti-Piracy Amendment</p> <p>法案 : http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.1642:</p>	<p>Aug. 3, 2007 P. 412</p>
<p><i>Copyrights/Ownership</i></p> <p>As Copyright Owner, Web Designer Is Owner of Web Site</p> <p><i>New Mexico v. Kirby</i>, N.M., No. 2007-NMSC-034, 6/13/07</p> <p>判決文 : http://pub.bna.com/ptcj/2007034June13.pdf</p>	<p>Aug. 3, 2007 P. 413</p>
<p><i>Patents/Infringement</i></p> <p>Court Sets Aside \$1.5 Billion Damages Award in Patent Case Against Microsoft</p> <p><i>Lucent Technologies Inc. v. Gateway Inc.</i>, S.D. Cal., No. 02-CV-2060, 8/6/07</p> <p>判決文 : http://pub.bna.com/ptcj/022060Aug6.pdf</p>	<p>Aug. 10, 2007 P. 445</p>
<p><i>International Trade/Patents</i></p> <p>USTR Allows Limited Exclusion Order Against Qualcomm Phones to Become Final</p> <p><i>In re Certain Baseband Processor Chips and Chipsets, Transmitter and Receiver (Radio) Chips, Power Control Chips, and Products Containing Same, Including Cellular Telephone Handsets</i>, Int'l Trade Comm'n, No. 337TA-543, order made final 8/6/07</p>	<p>Aug. 10, 2007 P. 446</p>
<p><i>Patents/Infringement</i></p> <p><i>Qualcomm Inc. v. Broadcom Corp.</i>, S.D. Cal., No. 05-CV-1958, 8/6/07).</p> <p>判決文 : http://pub.bna.com/ptcj/051958Aug6.pdf</p>	<p>Aug. 10, 2007 P. 447</p>
<p><i>Copyrights/Deceptive Practices</i></p> <p>CCIA Asks FTC to Investigate Overbroad Language Warnings by Copyright Holders</p> <p><i>In the Matter of Misrepresentation of Consumer Fair Use and Related Rights by National Football League, et al.</i>, FTC, Docket number not available, complaint filed 8/1/07</p> <p>訴状 : http://pub.bna.com/ptcj/FTCAug1.pdf</p>	<p>Aug. 10, 2007 P. 450</p>
<p><i>Legislation/Patents</i></p> <p>Dozens in House, Sen. Bond Add To Letters Questioning Patent Reform Bill</p> <p>法案 : http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.1908:</p>	<p>Aug. 10, 2007 P. 450</p>
<p><i>Copyrights/Enforcement</i></p> <p>Federal Investigation Targets Sellers, Distributors of Illegal Video Game Mod Chips</p>	<p>Aug. 10, 2007 P. 454</p>

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)	
<p><i>Copyrights</i> Unpaid Fees Due as Actual Damages, Even When Unauthorized Copies Not Used <i>Thoroughbred Software International Inc. v. Dice Corp.</i>, 6th Cir., No. 06-2080, 6/14/07 判決文 : http://www.ca6.uscourts.gov/opinions.pdf/07a0218p-06.pdf</p>	<p>June 27, 2007 P. 585</p>
<p><i>Copyrights</i> Database Manipulation Yielding Illegitimate Shipments Presented as Copyright Violation <i>DeVry/Becker Educ. Dev. Corp. v. Does, N.D. Ill.</i>, No. 07 CV 3280, <i>complaint filed</i> 6/11/07 訴状 : http://pub.bna.com/eclr/07cv3280.pdf</p>	<p>June 27, 2007 P. 589</p>
<p><i>Jurisdiction</i> Continuous Entries Made On Web Site Support Jurisdiction in Site Owner's Forum <i>NetQuote Inc. v. Byrd</i>, D. Colo., No. 07-cv-00630, 6/13/07 判決文 : http://pub.bna.com/eclr/07cv00630.pdf</p>	<p>June 27, 2007 P. 589</p>
<p><i>Spyware</i> Sen. Pryor Introduces Legislation To Regulate Data-Collection Software 法案 : http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.1625:</p>	<p>June 27, 2007 P. 594</p>
<p><i>Antitrust</i> DOJ Reaches Accord With Microsoft Over Google's Complaint About Vista <i>U.S. v. Microsoft Corp.</i>, D. D.C., No. 98-1232 (CKK), 6/19/07; <i>New York v. Microsoft Corp.</i>, D. D.C., No. 98-1233 (CKK), 6/19/07 Joint Status Report: http://www.usdoj.gov/atr/cases/f224000/224029.htm</p>	<p>June 27, 2007 P. 594</p>
<p><i>Copyrights</i> Copyright Office Finalizes Electronic Registration Fee 公報 : http://www.copyright.gov/fedreg/2007/72fr33690.html</p>	<p>June 27, 2007 P. 595</p>
<p><i>Copyrights</i> Content Providers, Copyright Owners, Users Trying to Find Balance in DMCA 関連サイト : http://www.seeuthere.com/rsvp/invitation/invitation.asp?id=/m2c523-953807751076</p>	<p>June 27, 2007 P. 596</p>
<p><i>Copyrights</i> WIPO Members Reach Agreement On Addressing Development Concerns 関連サイト : http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=11927</p>	<p>June 27, 2007 P. 597</p>
<p><i>Copyrights</i> Taiwanese Copyright Act Amendments Criminalize Unauthorized P2P File Sharing</p>	<p>June 27, 2007 P. 597</p>
<p><i>Contracts</i> Virtual Worlds Leading to Lawsuits, Potentially Regulation, Executives Told 関連サイト : http://www.seeuthere.com/rsvp/invitation/invitation.asp?id=/m2c523-953807751076</p>	<p>June 27, 2007 P. 597</p>

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)	
<p><i>Contracts</i> European Commission Evaluating Terms, Effects of Internet Music Broadcast Contract</p>	<p>June 27, 2007 P. 599</p>
<p><i>Copyrights</i> French Court Hits DailyMotion With Damages For Unauthorized Distribution of French Film <i>Christtian Carion v. DailyMotion</i>, Tribunal de Grande Instance de Paris, RG:07/05198, 7/13/07</p>	<p>July 25, 2007 P. 679</p>
<p><i>Digital Millennium Copyright Act</i> College Providing Network Access May Not be Subpoenaed Under DMCA, CCPA <i>Interscope Records v. Does 1-7</i>, E.D. Va., No. 4:07cv52, 7/12/07 判決文 : http://pub.bna.com/eclr/07cv52_071207.pdf</p>	<p>July 25, 2007 P. 679</p>
<p><i>Antitrust</i> No Antitrust Violation When MySpace Blocked References to Competing Sites <i>LiveUniverse Inc. v. MySpace Inc.</i>, C.D. Cal., No. CV 06-6994, 6/4/07 判決文 : http://pub.bna.com/eclr/066994_060407.pdf</p>	<p>July 25, 2007 P. 680</p>
<p><i>Spyware</i> Sony Lays Responsibility for Defective Anti-Piracy Mechanism With Manufacturer <i>BMG Music v. The Amergence Group Inc.</i>, N.Y. Sup. Ct., No. 07602201, summons filed 7/3/07 召喚状 : http://pub.bna.com/eclr/07602201.pdf</p>	<p>Aug 1, 2007 P. 701</p>
<p><i>Digital Millennium Copyright Act</i> Music Industry's Take-DowQ Order Against Home Video Challenged as Abuse of DMCA <i>Lenz v. Universal Music Publ'g Inc.</i>, N.D. Cal., No. 07-3783, complaint filed 7/24/07 関連資料 : http://www.eff.org/legal/cases/lenz_v_universal/</p>	<p>Aug 1, 2007 P. 701</p>
<p><i>Internet Governance</i> New Trademark Owner Lobby Wants Tougher Measures Against Cybersquatters 関連サイト : http://www.cadna.org/press-release-july-24.html</p>	<p>Aug 1, 2007 P. 703</p>

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)	
<p>COPYRIGHTS Apples Court Rejects Adult Site's Lawsuit Against Card Processors <i>Perfect 10 Inc. v. Visa International Service Association et al.</i>, No. 05-15170, 2007 WL 1892885 (9th Cir. July 3, 2007) (判決文全文掲載)</p>	<p>July 25, 2007 P. 3</p>
<p>COPYRIGHTS Plaintiff Gets Damages Attorney Fees for Unused Software <i>Thoroughbred Software International Inc. v. Dice Corp. et al.</i>, No. 06-2080, 2007 WL 1702777 (6th Cir. June 14, 2007)</p>	<p>July 25, 2007 P. 5</p>

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)	
(判決文全文掲載)	
COPYRIGHTS YouTube Fails to Ground Reporter/Pilot's Copyright Suit <i>Tur v. YouTube Inc.</i> , No. 06-CV-4436, 2007 WL 1893635 (C.D. Cal. June 20, 2007) (判決文全文掲載)	Aug 8, 2007 P. 3
COPYRIGHTS Judge Orders Computer Memory Disclosed in Copyright Case <i>Columbia Pictures Industries et al. v. Bunnell et al.</i> , No. 06-1093, 2007 WL 2080419 (C.D. Cal. June 20, 2007) (判決文全文掲載)	Aug 8, 2007 P. 4

(2) 日本の文献情報

I. NBL (商事法務)	
独占禁止法基本問題懇談会報告書 (2007年6月) の読み方 (上) 村上政博	2007-8-1 P. 26
事業再編がライセンス契約に与える影響と検討の視点 (下) 早稲田祐美子・飯塚卓也・小野寺良文	2007-8-1 P. 68
独占禁止法基本問題懇談会報告書 (2007年6月) の読み方 (下) 村上政博	2007-8-15 P. 30
日本私法学会シンポジウム資料 競争秩序と民法 1. 総論・競争秩序と民法 2. 競争秩序と損害賠償論 3. 競争秩序と差止論 4. 競争秩序と契約法 5. 競争秩序と消費者 6. 競争政策と「民法」	2007-8-15 P. 39- 吉田克己 瀬川信久 藤岡康宏 曾野裕夫 池田清治 田村善之

II. Patent (日本弁理士会)	
コンピュータ・ソフトウェア審査基準の再考察 太田 司	2007-8 P. 16
間接侵害における『発明による課題の解決に不可欠なもの』および『方法の使用に用いる物』の意義 岩原将文	2007-8 P. 22
知的財産権の資産活用及び価値評価の視点から職務発明対価訴訟及び特許	2007-8 P. 34

II. Patent (日本弁理士会)	
権侵害訴訟の判決を読む(2)	
未完成発明、引用発明の適格性、発明の容易性についての考察 (下) 岡田吉美	2007-8 P. 89
判決で学ぶ進歩性判断の定石 (その 6) 高瀬彌平	2007-8 P. 108

III. 国際商事法務 (社団法人国際商事法研究所)	
技術ライセンス協定に関する独禁法指針の国際比較 伊従 寛	2007-8 P. 1041
検索エンジンと米国著作権法[中-3] 城所岩生	2007-8 P. 1083
米国知財重要判例紹介⑤ ライセンサーによる対象特許の無効確認訴訟と「現実の係争性」 ユアサハラ法律特許事務所米国知財判例研究会	2007-8 P. 1158
インターネット判例紹介[111] Motise v. AOL ～ブラウザラップ契約の事前告知に関する事例～ 平野 晋	2007-8 P. 1168

IV. 公正取引 (財団法人公正取引協会)	
[特集 独占禁止法施行 60 周年] 独占禁止法制 60 周年を迎えて (基調講演)独占禁止法 60 年—過去・現在・未来— (パネリストディスカッション) 「競争政策の更なる発展に向けて」の概要について 上杉秋則、大塚真弘、川村 明 岸井大太郎、田村次朗、角田真理子 (資料) 独占禁止政策 60 年のあゆみ	2007-8 P. 2-
米国司法省・連邦取引委員会による共同レポート—反トラスト法の執行と知的財産権— 矢吹公敏	2007-8 P. 46
[独占禁止法における判審決分析の役割 第 13 回] 優越的地位の乱用 村上政博	2007-8 P. 58

V. コピライト (社団法人著作権情報センター)	
講演録／エンタテインメント訴訟における主張・立証活動—映画・音楽等	2007-8

V. コピライト（社団法人著作権情報センター）	
に関する著作権侵害訴訟を中心として— 升本喜郎	P. 2
解説／映画の盗撮の防止に関する法律について 櫻庭 倫	2007-8 P. 24
POINT OF VIEW／Google の検索システムをめぐる法的紛争と制度上の課題 〔後編〕 作花文雄	2007-8 P. 28
判例紹介／番組の取材対象者に「期待権」を認めた判決—NHK 番組改編・損害賠償請求事件— 砂川浩慶	2007-8 P. 46

VI. 知財ぶりずむ（財団法人経済産業調査会）	
知的財産推進計画 2007 の概要について 鈴木隼人	2007-8 P. 4
最近の著作権制度上の課題について 甲野正道	2007-8 P. 15
知的財産と標準化 江藤 学	2007-8 P. 26
新判決例研究 第 71 回 —進歩性欠如の無効事由があるため、不正競争防止法 2 条 1 項 14 号の不正競争行為に該当するが、被告製品は、本件発明の技術的範囲に属すると認められる場合に、信用毀損行為（営業誹謗行為）につき、故意過失があったと認めなかった知財高裁判決— 平野和宏	2007-8 P. 68
新判決例研究 第 72 回 —特許法 102 条 1 項、2 項、3 項の損害額— 村林隆一	2007-8 P. 82
米国特許判例紹介（第 2 回） KSR 最高裁判決後、自明性の判断は変わったか 河野英仁	2007-8 P. 165

VII. 発明（社団法人発明協会）	
知的財産権判例ニュース 放送番組録画システムを販売した事業者につき、著作隣接権等の侵害主体性を認めた事例（大阪高等裁判所 平成 19 年 6 月 14 日判決 平成 17（ネ）3258 号等） 水谷直樹	2007-9 P. 54
日米 Hot-line ● Festo 事件最新判決情報	2007-9 P. 60-

VII. 発明（社団法人発明協会）	
<ul style="list-style-type: none"> • Takeda Chemical Industries, v. Alphapharm PTY 事件 • 米国特許法改革案情報 • CAFC デジシジョン総覧 	
判例評釈 146 職務上作成された講習資料の法人著作物性およびその複製についての黙示の許諾—計装士講習資料事件— <p style="text-align: right;">三浦正広</p>	2007-9 P. 72

(3) その他

社団法人著作権情報センター	
WIPO が管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説	2007-3
法とコンピュータ学会	
法とコンピュータ 《特集 システムリスクと内部統制》	2007-6

3. ニュース

- マイクロソフトのオフィス文書形式 **OOXML** の **ISO/IEC** 国際標準規格化見送り

かねてより自社の XML (Extensive Markup Language)ベースのオフィス文書形式である OOXML(Office Open XML)の国際標準化を目指していたマイクロソフト社は、2006年12月に ECMA¹ 376 標準規格とすることに成功した。その後 ISO/IEC 国際標準規格とすべく、ECMA から ISO/IEC JTC1²に「ファーストトラック手続き」³に基づいて提出され、104の参加国による1ヶ月のレビューの後5ヶ月にわたる投票が9月2日に締め切られ、その結果承認は見送られた。

ISO/IEC 国際標準規格として承認されるための条件は、(1) 104の ISO/IEC JTC1 参加国のうち41ヶ国の P メンバー (participating member)の 2/3 以上の賛成を得ること、かつ (2) 反対が全 104ヶ国の 1/4 以下であること、であるが、今回の投票結果では、P メンバーの賛成は 53%、全体の反対は 26%であり、2つの基準とも満足せず、承認されなかった。

P メンバーの賛否の内訳は以下の通り⁴：

- ・賛成 (17ヶ国)

アゼルバイジャン、コートディボワール、キプロス、ドイツ(*)、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア(*)、レバノン、マルタ(*)、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール(*)、スイス(*)、トルコ(*)、ウルグアイ(*)、米国(*)、ベネズエラ(*)

- ・反対 (15ヶ国)

カナダ、中国、チェコ、デンマーク、エクアドル、フランス、インド、イラン、アイルランド、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェイ、南アフリカ、英国

- ・棄権 (9ヶ国)

オーストラリア、ベルギー、フィンランド、イタリア、マレーシア、オランダ、スロベニア、スペイン、トリニダードトバゴ

今後は2008年2月に開催される BRM(ballot resolution meeting)において投票に際して各国から提出されたコメントについて議論を行い、規格の修正についてコンセンサスが得られ、反対票を投じた参加国が賛成に回り上記の条件を満たすようになれば、ISO/IEC 国際標準規格として承認される。

オフィス文書形式については既に IBM、SUN 等が推進する ODF(Open Document Format)が2006年6月に ISO/IEC 国際標準規格となっており、ブラジル、オランダ、フランス、インドなど、政府調達に際しプロプライエタリな製品でなくオープンな規格に準拠する製品を条件とする動きが広がっている⁵。これに対しマイクロソフトとしては OOXML を国際標準

¹ European Computer Manufacturers' Association (ヨーロッパ電子計算機工業会)

² ISO(International Standard Organization : 国際標準化機構)と IEC(International Electrotechnical Commission : 国際電気標準会議) はそれぞれの分野の国際標準規格を制定する組織であるが、情報分野は両組織に属するため、JTC1(Joint Technical Committee 1 : 合同技術委員会) を作って活動している。

³ すでに国家規格や業界規格となっている規格を DIS(Draft International Standard)とし、1ヶ月のレビューと5ヶ月の投票により迅速な規格化を図る制度。

⁴ www.groklaw.net による。(*)はコメント付き賛成を示す。本サイトでは反対についてはコメント付きかどうかを示していないが、日本は審査担当者によればコメント付き反対と投票したとのこと。

⁵ 我が国でも2007年3月、総務省は「情報システムに係わる政府調達の基本方針」を策定し、その中の基

規格とすることで、自社製品の政府等への販売を有利にすることを狙っているが、ODF陣営、オープンソース陣営などは、(1) 国際標準規格が2つあることはユーザを混乱させる、(2) OOXMLはマイクロソフトの過去のソフトウェアとの互換性を保つために真にオープンな規格となっておらず、マイクロソフトしかこれに準拠した製品を作れない、(3) 各国の審査担当組織にパートナー企業を大量に参加させる等の強引な手段により公正な国際標準規格制定のプロセスを阻害しているなどの理由により、OOXMLの国際標準規格化に反対してきた⁶。

4. お知らせ

(1) 平成19年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 引き続き受講者募集中!

毎年ご好評を頂いております「ソフトウェアの知的財産権入門講座」、今年度は例年以上のお申込を頂き、現在Aコースを開講中です。引き続き、**短期コース(10月集中開講)・Bコース(2008年1月開講)の受講者を募集しております。**概要は下記の通りです。ふるってご応募ください。(詳細はウェブサイトでもご覧いただけます。
<http://www.softic.or.jp/nyumon/nyumon2007.htm>)

短期コース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
1	2007年 10月22日(月)	ソフトウェアと企業法務	大野 幸夫
2	10月23日(火)	ソフトウェアと契約	小倉 秀夫
3	10月25日(木)	ソフトウェアと特許	岩本 康隆
4	10月26日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法	石田 英遠

Bコース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
1	2008年 1月16日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例	梶山 敬士
2	1月23日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
3	1月30日(水)	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
4	2月6日(水)	不正競争防止法と知的財産権	小川 憲久
5	2月13日(水)	独占禁止法と知的財産権	大澤 恒夫
6	2月20日(水)	デジタル・コンテンツの契約	宮下 佳之
7	2月27日(水)	オープンソースソフトウェアをめぐる動向	岡村 久道

本指針第3章のII項では「合理的な理由がある場合を除き、特定の具体的な商標名等を用いた要求要件を定めないこととする。具体的には、原則として、独自の機能、独自のデータフォーマット及び独自の方式を使用せず、国際規格・日本工業規格等のオープンな標準に基づく要求要件の記載を優先する」となっており、オープンな標準に基づくものを推奨している。(OOXMLは既にECMA規格となっており、ここにいる国際規格という条件を満たしていると考えられる。)

⁶ <http://opensource.org/node/192> (抄訳は <http://japan.cnet.com/news/ent/story/0,2000056022,20355659,00.htm>)
 その他。

■ 時間・場所

【全コース】 時間：午後 1 時 30 分～4 時 30 分（休憩・質疑応答含む）
場所：紀尾井町 剛堂会館ビル 1 階会議室

■ 受講料・応募締切 *料金には資料代・消費税が含まれます

	賛助会員	一般	締切
【短期コース】	4 万円	6 万円	平成 19 年 10 月中旬
【Bコース】	7 万円	11 万円	平成 19 年 12 月末

※ 各コース 1 回ごとの受講も可能です。（一講座 会員 1 万 5 千円／一般 2 万円）
詳細お問い合わせください。<http://www.softic.or.jp/nyumon/nyumon2007.htm>

(2) 平成 18 年度調査研究報告書の頒布について

以下の報告書を頒布しています。
(いずれも有償。SOFTIC 賛助会員は 1 冊 1,050 円、SLN 会員および一般は 2,100 円。)

- ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究報告書—平成 18 年度版—
- ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究報告書—平成 18 年度版—
- ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書—平成 18 年度—

詳細は SOFTIC のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.softic.or.jp/publication/reports.html>

SLN No. 110 (2007/09)

財団法人 ソフトウェア情報センター

発行：専務理事 山地克郎

編集：調査研究部長 柳沢茂樹

制作：調査研究部 内田 礼／高橋宗利